

山口市人材確保のための新サービス等構築支援補助金実施要領

(趣旨)

第1条 山口市人材確保のための新サービス等構築支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山口市人材確保のための新サービス等構築支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費の取扱い)

第2条 要綱第5条別表1に掲げる補助対象経費の取扱いについては、要綱に定めるもののほか、次に定めるところによる。

補助対象経費	取扱い内容
謝金	専門家等から技術指導を受ける際に支払われる謝金とする。
旅費	専門家等から技術指導を受ける際に必要となる専門家の移動に係る旅費とする。
需 要 費	(1)「印刷製本費」は、事業で使用するパンフレット・リーフレット等の印刷製本に関する経費とする。 (2)「通信運搬費」は、事業に係る通知、資材等の送付に要する経費とする（郵便料、運送代、通信・電話料等）。 (3)「賃借料」は、事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費とする。 (4)「消耗品費」は、開発等に必要のもので、使用可能期間が1年未満、又は取得価額が10万円未満（税抜）のものとし、事務用品等の汎用性の高いものは対象外とする。
直接人件費	直接人件費は、補助対象事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当とし、以下の計算式により一人ずつ算出する。 ○積算方法 (1)人件費＝時間単価×直接作業時間数 (2)人件費時間単価＝（年間総支給額＋年間法定福利費）÷年間理論総労働時間 ・「直接作業時間」には、超過勤務時間、深夜勤務時間、補助対象事業の交付申請等の書類作成に要する時間等は含まない。 ・「年間総支給額」には、超過勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当等を含めない。 ・「時間単価」を計算する際、1円未満を切り捨てる。 ・「法定福利費」は、社会保険（健康保険、厚生年金保険、介護保険）、労働保険（雇用保険、労災保険）、児童手当拠出金、労働基準法の休業補償等の認定事業者負担分とする。 ・「年間理論総労働時間」は、年間所定総労働時間とする。 ・補助事業に直接従事する者の役割分担を示す資料を作成すること。 ・直接作業時間数の算定を行うため、作業時間数、作業時間内容等を記録した業務日誌を作成すること。
研 究 費	(1)原材料、副資材の購入に要する経費 ・開発等に直接使用する主要原料、主要材料、副資材等の購入に要する経費とする。 ・受払いの都度、材料の種別又は仕様別に、受払年月日、受払数量等、必要事項を記録すること。 ・補助対象事業終了時点で、未使用のものは対象外とする。 (2)機械装置等の購入、製作、借用又は修繕に要する経費 ・開発等に必要の機械装置、又は自社で機械装置を製作するための部品の購入に要する経費とする。 ・借用期間が、補助対象期間を超える場合は、按分により補助対象期間分を算出す

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得にあたっては、取得価格、技術的性能等を十分勘案の上購入することとし、購入後は、備品台帳を作成すること。 <p>(3)外注加工費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料等の再加工及び設計等を外注する際に要する経費とする。
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(財産処分)

第3条 要綱第13条第2項における市に対する納付額は、次の計算方法によるものとする。

$$E = (A - B) \times (D / C)$$

A 当該財産を処分したことにより得た収入。ただし、目的外使用する場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」及び「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）」に基づき減価償却した後の価格をもって処分したことにより得た収入とみなす。

B 補助事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C 当該処分財産に係る補助対象経費

D Cに対する当該補助金の確定額

E 市への納付額

(設備等の生産転用)

第4条 補助対象事業により取得する設備等について、事業計画に基づき、補助事業の成果として実施する事業において活用し、補助事業終了後も有効に活用する場合には、補助事業期間終了後に限り生産転用を認めるものとする。

なお、生産転用を認めた場合は、要綱第13条第2項による財産処分に伴う補助金相当額の納付義務を免除する。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第5条 事業計画書における収支予算書の算定にあたっては、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除外して算定するものとする。

(他の補助金の重複受給)

第6条 同一内容の事業について、当該補助金と他の公的補助金等を重複して受給することはできないものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年8月13日から施行する。